# 8-3-6 文化財

## (1) 調査

## 1)調査項目等

調査項目 調査の手法及び調査地域等	
<ul><li>法令等で指定、登</li></ul>	文献調査:文化財関連の文献、資料を収集し、整理した。また、文献調査
録されている文化	を補完するために、関係自治体等へのヒアリングを行った。
財(建造物、史跡、	調査地域:対象事業実施区域及びその周囲の内、非常口(都市部、山岳部)、
名勝、天然記念物	地下駅、変電施設、保守基地を対象に鉄道施設の存在に係る文
等)の状況	化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。
・国等で周知されて	調査期間:最新の情報を入手可能な時期とした。
いる埋蔵文化財包	
蔵地の分布状況	

## 2) 調査結果

調査地域における文化財の状況を、表 8-3-6-1 及び表 8-3-6-2 に示す。 調査地域内に、 作字第五化財は国作字 10 件、 国作字 1 件、 声作字 2 件、 国際信

調査地域内に、指定等文化財は国指定10件、県指定1件、市指定2件、国登録8件の全 21件、埋蔵文化財包蔵地は25箇所分布している。

表 8-3-6-1 指定等文化財の状況

No.	市町村名	種別	区 分	名 称	所在地	指定年月日
01	春日井市	史 跡	市指定	高御堂古墳	堀ノ内町5丁目11-1	昭和 26 年 3 月 31 日
02		建造物	国指定	旧名古屋控訴院地方裁判所区 裁判所庁舎	東区白壁 1-3	昭和 59 年 5 月 21 日
03		天然記念物	市指定	オガタマノキ		昭和 48 年 10 月 15 日
04 05 06 07		建造物		名古屋城西南隅櫓 名古屋城東南隅櫓 名古屋城西北隅櫓 名古屋城表二の門	中区本丸1番(名古屋城内)	昭和5年12月11日
08				名古屋城二之丸大手二之門	中区二の丸1番(名古屋城内)	昭和 50 年 6 月 23 日
10		史 跡   名 勝   天 然   記念物	国指定	名古屋城旧二之丸東二之門 特別史跡名古屋城跡	中区本丸1番(名古屋城内)	昭和 50 年 6 月 23 日 昭和 7 年 12 月 12 日 (昭和 27 年 3 月 29 日特史)
11	名古屋市		量市 名 勝 名言	名古屋城二之丸庭園	中区二の丸 2(名古屋城内)	昭和 28 年 3 月 31 日
12				名古屋城のカヤ	中区本丸1番(名古屋城内)	昭和7年7月25日
13			県指定	東照宮社殿	中区丸の内 2-3-37	昭和35年6月2日
14				乃木倉庫	中区本丸 1(名古屋城内)	平成9年6月12日
15				愛知県庁本庁舎	中区三の丸3丁目1-2	平成 10 年 7 月 23 日
16			建造物 国登録	名古屋市役所本庁舎	中区三の丸3丁目1-1	一,及 10 年 7 月 25 日
17		建造物		料亭河文主屋		平成 17 年 2 月 9 日
18	_			料亭河文表門、塀及び脇門		
19				料亭河文新用亭及び渡廊下	中区丸の内 2-12-19	
20				料亭河文用々亭		
21			<i>₩</i>	料亭河文厨房		> 0 7%

資料:「市内の文化財」(平成25年6月現在、春日井市ホームページ)

「指定文化財等目録一覧」(平成25年6月現在、名古屋市ホームページ)

8-3-6-1 -273-

表 8-3-6-2 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	市町村名	遺跡名称	時代・時期	種類	所在地
01		欠之下古墳	古墳	古墳	西尾町
02		西尾第2号窯	近現代	窯業遺跡	西尾町
03		西尾第1号窯	近世・近現代	窯業遺跡	西尾町
04		上野町遺跡	平安・中世	遺物散布地	上野町
05		猪ノ洞古墳	古墳	古墳	東新明町
06		稚児社遺跡		古墳・その他の墓	東新明町
07		東神明遺跡	古墳	祭祀遺跡	東新明町
08		富士社古墳	古墳	古墳	東新明町
09		篠木第3号墳	古墳	古墳	穴橋町
10	春日井市	篠木第9号墳	古墳	古墳	穴橋町
11	个日开川	御鍋山古墳	古墳	古墳	熊野町
12		堀ノ内木路遺跡	中世	遺物散布地	堀ノ内町
13		堀ノ内第1号墳	古墳	古墳	堀ノ内町
14		堀ノ内第2号墳	古墳	古墳	堀ノ内町
15		堀ノ内表遺跡	弥生・古墳・中世/ 中世・弥生	集落跡/その他の墓	堀ノ内町
16		神領屋敷田遺跡	弥生・古墳・奈良・ 平安・中世	集落跡	神領町
17		高御堂古墳	古墳	古墳	堀ノ内町
18		兜塚古墳	古墳	古墳	勝川町
19		七夕町遺跡	弥生	散布地	北区金城
20		城北新町遺跡	弥生から古墳	散布地	北区名城
21		名古屋城跡	江戸	城跡	中区本丸
22	名古屋市	名古屋城天守閣貝塚	縄文から平安	貝塚	中区本丸
23		西二葉町遺跡	古墳・中世	散布地	東区白壁
24		那古野城跡	戦国	城跡	中区二の丸
25		名古屋城三の丸遺跡	江戸	城館跡	中区三の丸

資料:「春日井市遺跡分布図」(平成13年度、春日井市教育委員会)

「名古屋市遺跡分布図(北区)」(平成2年9月、名古屋市教育委員会) 「名古屋市遺跡分布図(中区)」(平成18年9月現在、名古屋市教育委員会) 「名古屋市遺跡分布図(東区)」(平成2年9月、名古屋市教育委員会)

-274- 8-3-6-2

#### (2) 予測及び評価

#### 1) 鉄道施設(トンネル、駅、変電施設、保守基地)の存在

#### ア. 予測

#### 7) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
<ul><li>鉄道施設(非常口</li></ul>	予測手法:鉄道施設(非常口(都市部、山岳部)、地下駅、変電施設、保
(都市部、山岳	守基地)の存在に係る土地の改変区域と文化財の分布状況の重
部)、地下駅、変	ね合わせにより、文化財が消失・改変する範囲を把握し、文化
電施設、保守基地)	財への影響を定性的に予測した。
の存在に係る文化	予測地域:対象事業実施区域の内、非常口(都市部、山岳部)、地下駅、変
財への影響	電施設及び保守基地を対象に鉄道施設の存在に係る文化財への
	影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。
	予測地点:鉄道施設(非常口(都市部、山岳部)、地下駅、変電施設、保
	守基地)の存在に係る土地の改変区域内に文化財が存在する地
	点とした。
	予測時期:鉄道施設(非常口(都市部、山岳部)、地下駅、変電施設、保
	守基地)の完成時とした。

#### () 予測結果

予測地域において、鉄道施設(非常口(都市部、山岳部)、地下駅、変電施設、保守基地)の存在に係る土地の文化財を表 8-3-6-3 に示す。指定等文化財は、回避する計画としている為、指定等文化財への影響はないと予測する。

埋蔵文化財は、3箇所の埋蔵文化財包蔵地周辺において鉄道施設を設置することから、 それらの埋蔵文化財包蔵地の一部が改変される可能性があるものの、文化財保護法などの 関係法令に基づき必要となる関係機関への手続きを行い、試掘・確認調査を実施したうえ で、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施することから、 埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいと予測する。

なお、対象事業実施区域周辺の文化財保護法に基づく名勝「名古屋城二之丸庭園」については計画路線から 200m以上、工事用車両が運行する道路から 250m以上離れており、また天然記念物「名古屋城のカヤ」については計画路線から 450m以上、工事用車両が運行する道路から 300m以上離れており、影響はないと考えられる。

No.	市町村名	遺跡名称	所在地	対象施設	改変の程度
01	春日井市	欠之下古墳	西尾町	非常口(山岳部)	一部改変
11	春日井川	御鍋山古墳	熊野町	非常口(都市部)	一部改変
25	名古屋市	名古屋城三の丸遺跡	中区三の丸	非常口(都市部)	一部改変

表 8-3-6-3 埋蔵文化財包蔵地

### イ. 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設(非常口(都市部、山岳部)、 地下駅、変電施設、保守基地)の存在による文化財に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置を実施する。

環境保全措置を表 8-3-6-4 に示す。

8-3-6-3 -275-

表 8-3-6-4 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
適切な構造及び工法の採用		必要な範囲で地上への仮設物の設置を避ける等、
	適	文化財の状況に応じた構造、工法等を採用するこ
	旭	とで文化財への影響を回避又は低減できることか
		ら、環境保全措置として採用する。
試掘・確認調査及び発掘調		事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかに
査の実施(「埋蔵文化財の		し、自治体等関係箇所との調整のうえ、必要とな
保護と発掘調査の円滑化等		る届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、
について」庁保記第75号(平	適	必要により文化財としての価値を後世に継承する
成 10 年 9 月 29 日 文化庁		ために発掘調査を実施する。これらにより文化財
次長通知))		が記録保存され、影響を回避又は低減できること
		から環境保全措置として採用する。
遺跡の発見に関する届出		法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡が
(「文化財保護法」(昭和		発見したときは、その旨を教育委員会等へ届出を
25年5月30日法律第214号、	、茶	し、その後の取扱いには関係箇所と協議を行い、
最終改正:平成23年5月2	適	対処することで、文化財への影響を回避又は低減
日法律第37号))及び関係		できることから環境保全措置として採用する。
機関との協議、対処		

## ウ. 事後調査

採用した予測手法は、予測の不確実性の程度が小さいこと、また、事業の実施に伴う文化財の取扱いは、関係法令等に基づき適切な措置を講じるため、文化財への影響が小さいと判断し、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

### 工. 評価

# 7) 評価の手法

評価項目	評価手法
・鉄道施設(非常口 (都市部、山岳 部)、地下駅、変 電施設、保守基地) の存在に係る文化 財への影響	・回避又は低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか否か について見解を明らかにすることにより評価を行った。

### (1) 評価結果

### a)回避又は低減に係る評価

本事業では、表 8-3-6-4 に示した環境保全措置を確実に実行することから鉄道施設の 存在について、文化財に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。

-276- 8-3-6-4